

R6.9.24～

【予納郵便切手額・内訳の変更のお知らせ】

堺支部

破産・個人再生事件の申立をされる方へ

令和6年10月1日の郵便料金の改定に伴い、予納郵便切手の内訳を変更します。

令和6年9月24日以降の申立については、下表によってくださいますようお願いします。

券種	破産（管財）		同時廃止 弁護士代理 司法書士関与	個人再生 弁護士代理 司法書士関与	弁護士代理・司法書 士関与でない 本人申立	券種
	自己申立	債権者申立				
500円	—	6枚	—	—	4枚	500円
110円	20枚	20枚	5枚	5枚	30枚	110円
100円	10枚	20枚	—	—	—	100円
50円	10枚	10枚	5枚	5枚	5枚	50円
20円	10枚	10枚	5枚	5枚	5枚	20円
10円	10枚	10枚	5枚	5枚	5枚	10円
	4000円	8000円	950円	950円	5700円	

+

個人再生では

110円切手×債権者数×2の枚数

※債権者宛てのラベルシール×2枚ずつ

【郵便切手以外の添付物】

- ①申立代理人（または送達受取人）宛てのラベルシール 5枚（管財・同廃・個再共通）
- ②（申立書控えの返送を希望される場合）返送用封筒（返送用郵券貼付） 1通
- ③個人再生のみ：債権者宛てのラベルシール 2枚ずつ）

【補足】

- ・同時廃止及び個人再生については、近隣の事務所など、窓口で遅滞なく書面を受領していただける場合は、申立時の郵便切手及び事務所宛てラベルシールは添付不要です。
※管財事件では、予納郵券は常に必要です。
- ・同時廃止では、申立時には債権者宛てのラベルシールは添付不要です。

【参考】申立手数料としての収入印紙額及び官報公告費用

自己破産	管財	法人	収入印紙	官報公告費用	
		自然人	1000円	1万4786円	
		同時廃止	1500円	1万5499円	
破産・債権者申立		2万円		(個別指定)	
個人再生		1万円		1万3744円	

令和6年9月 大阪地方裁判所堺支部破産係

Ver.20240910